

※ 根拠となる文書

平成19年3月7日 厚生労働省主催

障害保健福祉関係主管課長会議資料からの抜粋

●重症心身障害児(者)通園事業

重症心身障害児(者)通園事業については、主として、
障害児の児童福祉施設内、又は当該施設に併設して
実施されている。

これらの施設については、障害者自立支援法附則
第3条で施行後3年を目途に検討及び必要な措置
を講ずるとされていることから、本事業の在り方に
ついては、これら障害児施設等サービス体系の
見直しの中で併せて検討することとしたところである。